

中学生のための

みんなで生活力アップ!

消費生活ハンドブック



富山康太

明るく元気なクラスの人気者だが、勉強はちょっと苦手。深く考えずに突っ走る傾向があり、そのせいでもやっかいごとに直面することも。

高岡舞衣

快活で何事にも積極的なクラス委員。中学生としてはしっかりもので、クラスの中ではみんなのアバイス役の「お姉さん」的存在。

中学生のみなさんも、買い物をして生活しています。買い物をしていると、トラブルに巻き込まれることがあるかもしれません。トラブルに遭わないようにするにはどうしたらよいのか、一緒に考えてみましょう。

また、どんなことに気を付けて買い物をすれば良いのかをよく考え、生活力アップを目指しましょう。

〈目次〉

- | | |
|---------------------|----|
| ① 毎日の買い物はすべて「契約」です | 1 |
| ② 買い物上手になろう | 2 |
| ③ インターネットトラブルに注意しよう | 3 |
| ④ こんな悪質商法にも注意しよう | 7 |
| ⑤ お金を上手に使おう | 11 |
| ⑥ 持続可能な社会をめざして | 13 |

①毎日の買い物はすべて「契約」です

私たちは、毎日、いろいろな商品を買ったりサービスを利用したりして生活しています。これらは、すべて「契約」です。



ぜんぶ「契約」なんだね

私たちが「買います」といって、お店の人が「売ります」といえば契約は成立します。口約束だけでも成立します。

契約は法律上の約束のことと、いったん契約が成立すると、お互いに、契約内容を守る権利と義務が発生します。



消費者 ←… 意思の合意 …→ 販売者

||
契約成立

権利▶商品を受け取る
義務▶代金を支払う



権利▶代金を受け取る
義務▶商品を渡す



「やっぱり気に入らない」「もっと安い店を見つけた」ときお店で買った商品は勝手に返品できる?…契約はやめられるのかな?

答えはどれかな?

- ①やめられる ②8日以内ならやめられる ③交換ならできる ④できない

答えは2ページにあります

契約をやめることができる場合

未成年者契約の取消し

未成年者が保護者の同意なしに契約したとき

でも、お小遣いの範囲内での契約や、成人と偽ってした契約などは取り消せないよ!

本当に必要かどうか
買う前にじっくり
考えよう



クーリング・オフによる取消し

訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的な勧説等で契約をした場合、一定期間内(8日以内など)なら無条件で契約を解除できます。

クーリング・オフ(cooling off)…
「頭を冷やして考え直す」という意味だよ

自分の意思で、お店に行ったり
通信販売で買ったりした時は対象外だよ!



② 買い物上手になろう

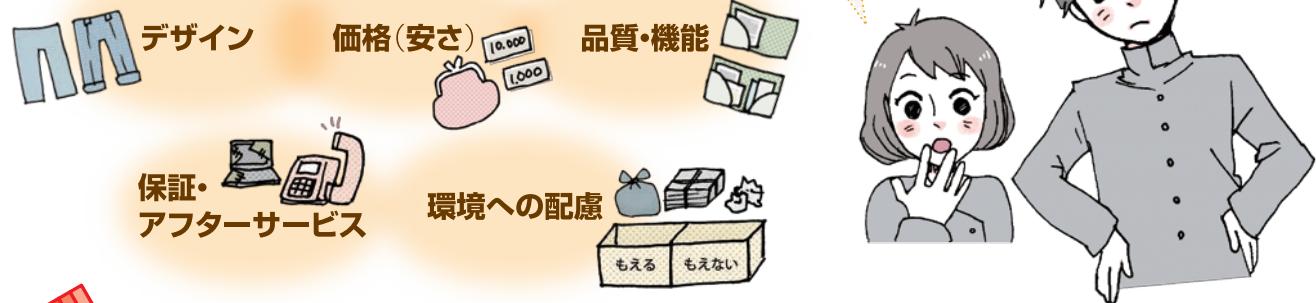
お金(お小遣い)には限りがあるので、欲しいものをすべて買うとお金が足りなくなってしまいます。使える金額のなかで、うまくやりくりしましょう。

上手に買い物をするには、まず、いま買おうとしているものが「必要なもの(ニーズNeeds)」なのか、「必要でないけれど欲しいもの(ウォンツWants)」なのか区別し、「必要なもの」を優先しましょう。

先に「必要でないけれど欲しいもの」を買ってしまうと、生活に「必要なもの」が買えなくなってしまうことがあります。

新しい服を買うぞ!
たくさんあって迷うなあ。
どうやって選ぼうか…

あなたなら、どんな基準で商品を選びますか?



Thinking Time!

今までどんな契約をしたことがあるかな?思い出して書いてみよう。

Thinking Time!

買い物をするときに、気を付けていることは何でしょう。

答え「④できない」

いったん契約が成立すると、一方の勝手な都合でやめることはできません。

やめるときは、相手と話し合って、合意することが基本です。契約の成立も解約も相手との合意が必要です。

3 インターネットトラブルに注意しよう

Case 1 通信販売～事前の確認は忘れずに!～



通信販売には、クーリング・オフ(1ページ)がありません。
届いた商品が、自分のサイズに合わない、気に入らない…、という場合でも、
返品や交換は、ネットショップが決めた特約(ルール)に従うことになり、
返品や交換ができないこともあります。

POINT!

商品を買う前に、保護者と一緒に、
商品の説明、返品や交換の条件などを
しっかり確認しよう。

POINT!

返品について書かれていない場合は、
商品を受け取ってから
8日以内であれば、返品できます。

※送料は消費者負担

中学生が巻き込まれる契約トラブルで一番多いのは、インターネット関連のトラブルです。インターネットは便利で楽しいものですが、たくさんの危険が潜んでいます。事例を学んでトラブルに遭わないようにしましょう。

注文した商品が届かない!



POINT!

商品を買う前に、保護者と一緒に、信頼できるサイトかどうか調べよう。



POINT!

サイトに書いてある事業者名・住所・電話番号が本当に存在するか、他のサイトと比べて極端に安くないか、などをチェックしよう。



インターネットオークション

通信販売と同様、商品を買う前に、保護者と一緒に、出品者の評価、連絡先・商品の説明・返品や交換の条件などをしっかり確認しよう。

③インターネットトラブルに注意しよう

Case2

ワンクリック詐欺 ~あわてず冷静に!~



サイトにアクセスしただけで、「登録完了」などの画面に切り替わり、お金を請求する手口です。

POINT!

一度クリックしただけでは、
契約は成立しているとはいえないの
で支払う必要はありません。
無視しましょう。

POINT!

自分の個人情報を守るためにも
絶対に連絡してはいけません。
また、一度支払うと
次々と請求されることもあります。



架空請求

利用した覚えのない利用料金請求が、メールやハガキで
送られてくることがあります。身に覚えがなければ無視しましょう。
連絡を取ったり支払ったりしてはいけません。



Case3

課金トラブル ~いつの間にかゲームで高額請求!~



無料となっているスマホなどのオンラインゲームでも、アイテムの購入は有料となり、高額な料金を請求される場合があります。また、アイテムなどを一度クレジットカードで買うと、次からカード番号を入力せずに購入できる場合があり、有料と気付きにくいことがあります。

POINT!

ネット上では、
金銭感覚が
鈍くなりがちです。
注意しましょう。

POINT!

課金してアイテムを
購入したいときは、
必ず保護者に
確認しましょう。

POINT!

日頃から、アイテム購入や
ゲーム時間の上限などに
ついて保護者と利用ルールを
決めておきましょう。

困ったときは、すぐに、保護者や先生に相談しよう！

すぐに解決できないときは、最寄りの消費生活センターへ（相談窓口一覧は裏表紙にあります）

Thinking Time!

携帯やパソコンを使うとき、どんなことに気を付けたらいいのか？

-
-
-

4 こんな悪質商法にも注意しよう

Case1 モデル商法(スカウト商法)～わたしがモデルに!?～



モデルや芸能活動に興味のある若者を狙って、
言葉巧みに事務所などに連れて行き、高額な写真撮影料や
レッスン料などを要求する商法です。

このように、街頭で声をかけて勧誘し、営業所などに連れ込み、
商品などを購入させる商法を「キャッチセールス」といいます。

毅然と断る

個人情報を
教えない!

すぐに返事をせず、
保護者に相談しよう!



人をだましたり、人の弱みにつけこんで、言葉巧みに商品やサービスを売りつけるのが「悪質商法」です。その手口を知って被害に遭わないように注意しましょう。

Case2 無料体験商法～「無料」と言われて、つい…～



「無料体験」、「無料キャンペーン」、「無料サービス」など「無料」であることを強調して言葉巧みに誘い、あとで高額な商品やサービスを売り付ける商法です。販売される商品として、エステティック、化粧品などがあります。



④ こんな悪質商法にも注意しよう

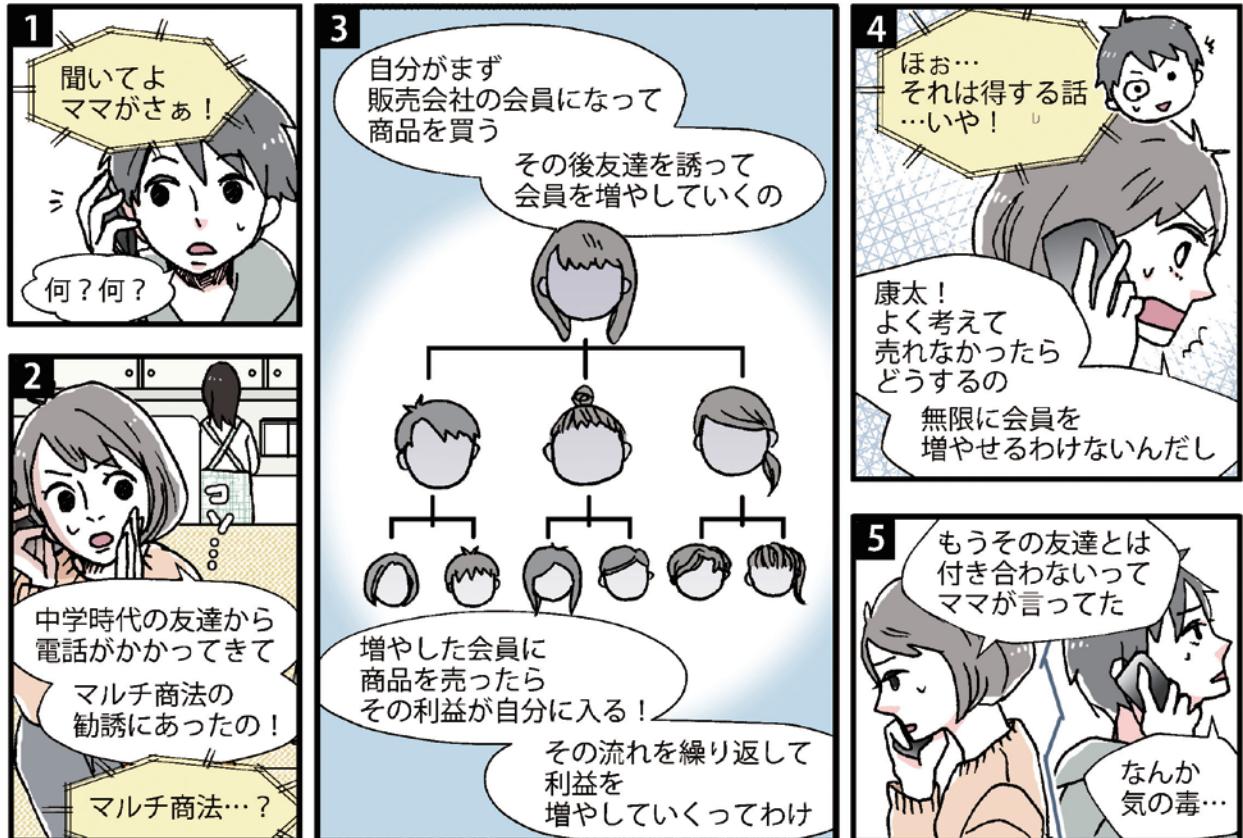
Case3 アポイントメントセールス～当選した!ってホント?～



電話やハガキ、メールなどで、本来の販売目的を隠し、「当選した」、「特別モニターに選ばれました」などと言って事務所や喫茶店に呼び出し、強引に契約をせまる商法です。契約するまで長時間勧誘されたり、複数の人から勧誘されたりする場合もあります。



Case4 マルチ商法～友達を誘うだけで簡単にもうかる?～



まず、自分が会員になって商品を購入し、次に、友達を勧誘して、友達が会員になって商品を購入すれば、自分が利益(お金)を受け取れる、ということを次々に行って、組織をピラミッド式に拡大していく商法です。「誰でも簡単にもうけられる」と成功例を語って誘います。最近は、ネットワークビジネスやコミュニケーションビジネスと呼ばれて勧誘される場合もあります。

Case1から4の事例は、クーリング・オフできる場合があります

※また、クーリング・オフ期間が過ぎても勧説方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

困ったときは、すぐに、保護者や先生に相談しよう!

すぐに解決できないときは、最寄りの消費生活センターへ（相談窓口一覧は裏表紙にあります）



Thinking Time!

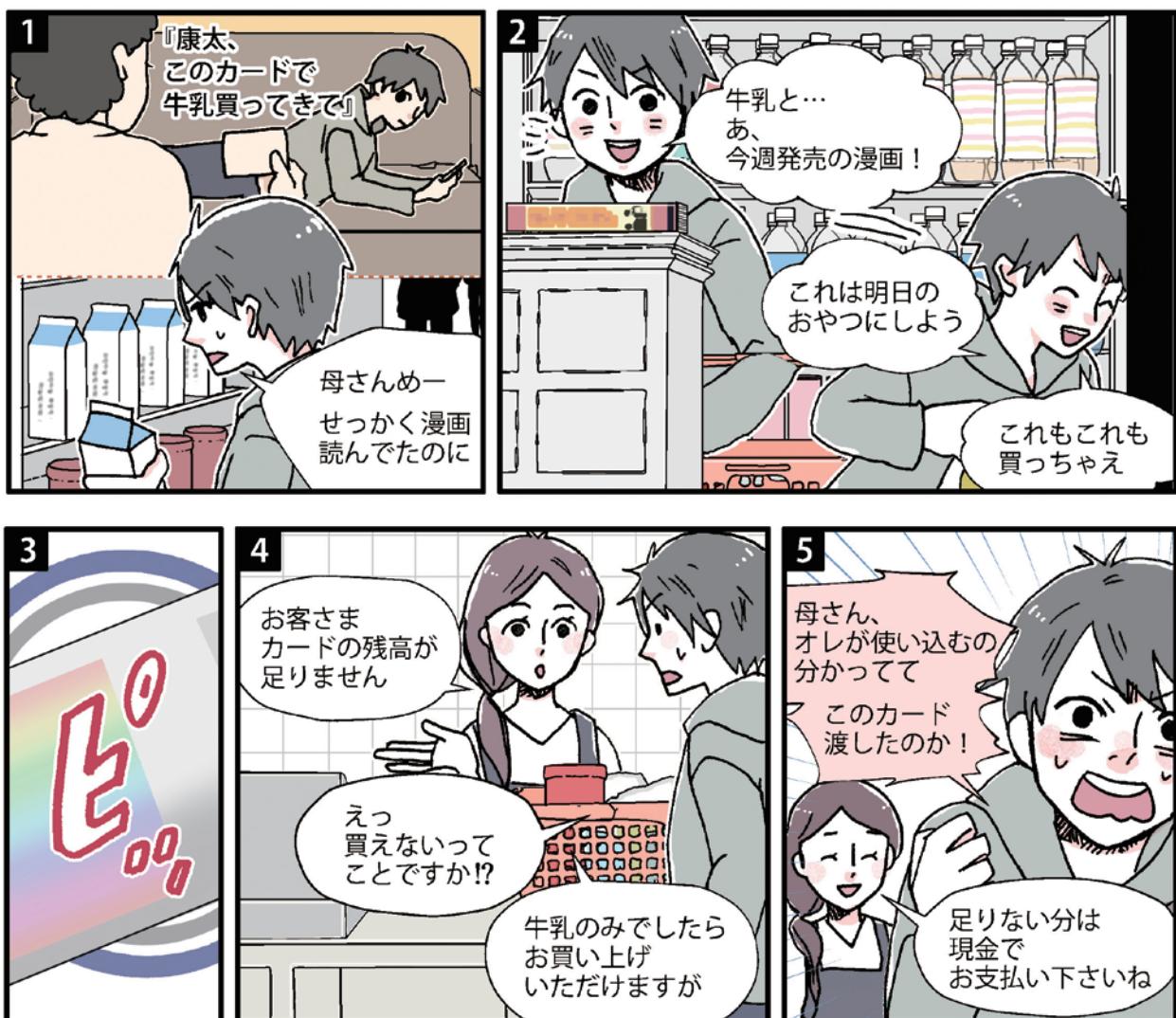
普段からだまされないために、どんなことに気を付けているかな?

○	○	○	○
---	---	---	---

5 お金を上手に使おう

電子マネーもお金です

いまや、現金だけがお金ではありません。現金を持っていなくても、電子マネーで、お店で買い物をしたり、電車やバスに乗ったりすることもできます。電子マネーとは、現金のかわりに、前もってチャージしたカードやスマホなどで支払いをすることができる電子のお金のことです。「チャージ(charge)」とは、満たすという意味で、「カードなどにお金を補充すること=入金すること」をいいます。



形状は、カードタイプのもの、キーホルダー型のもの、スマホにアプリを入れて使うおサイフケータイタイプがあります。カードなどを専用読み取り機にかざして「ピッ」と鳴らして支払いをします。目の前でお財布から現金がなくならないため、お金を使った感覚が鈍くなりがちですが、前もってチャージした金額までしか使えないということを意識して、よく考えながら利用しましょう。



いろいろな支払い方法



※1 …プリペイド型電子マネー…電子マネーは支払時期によって2タイプありますが、支払前にチャージする必要がある「プリペイド(前払い)」型のことを一般的に電子マネーと呼びます。もう1つのタイプは、事前にチャージしなくても利用でき、後から支払い代金を請求される「ポストペイ(後払い)」型です。

※2 …デビットカード…カードを使うと、即座に、代金が銀行口座から引き落とされます。銀行に預けてあるお金の範囲内で使えます。

以上の説明は、「ICカード型」電子マネーについてのものです。このほかに「サーバー型」電子マネー(インターネット上で電子化したデータ(ID)で支払いをするもの)もあります。

6 持続可能な社会をめざして



私たちは、毎日、いろいろなものを買い、消費しながら生活しています。

食物、水、電気、服…。商品はあふれ、いつでも好きなものが手に入る、便利なくらしをしています。

でも、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄をどんどん続けていくと、森や海などの自然は破壊され、エネルギー資源は尽き、地球温暖化が進み、これまでのような便利なくらしは続けられなくなります。地球に住んでいるすべての人たちのくらしを、持続可能なものにするために、私たちも行動しましょう。



「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連が決めた2030年までの17の目標)には買い物の目標もあるよ。「目標12 つくる責任つかう責任」



みんなで取り組む持続可能なくらしのことを「消費者市民社会」っていうよ

私たち中学生にできること

Action1 買い物で世界をかえよう

私たちの毎日の買い物は、社会をかえる力を持っています。買い物は投票です。私たちがより良い商品を選べば、その事業者に1票を入れる、応援することになり、よい商品をつくる事業者が増えていきます。私たち一人ひとりの買い物はすべて世界とつながっていることを意識して商品を選びましょう。



フェアトレード、エコマーク、グリーンマーク、フードマイレージ、エシカル消費、グリーンコンシューマーって言葉、知っているかな?



自分なりの理由を持つて選ぼう

Action2 やってみよう3R

Reuse リユース 再利用しよう(再使用)

- マイボトルを持ち歩く
- 修理して使う
- 必要がなくなったものはフリーマーケットやリユースショップを活用する
- 他人に譲る

Reduce リデュース ごみを減らす(発生抑制)

- 必要なものを必要なだけ買う
- レジ袋をもらわない
- 簡易包装、詰替えできる商品を買う
- 食品ロスを削減する
- 物は大切に使う

Recycle リサイクル 再び資源として使う(再生利用)

- ごみを分別する
(ダンボール、ペットボトル、缶、古新聞、雑誌、小型家電など)

Action3 省エネも大切な一歩

使っていない電気はこまめに消す、エアコンの温度を上げすぎない、下げすぎない
シャワーを使うときに流しっぱなしにしないなど



富山県内の相談窓口

■市町村の消費生活相談窓口 各市役所・町村役場に消費生活相談窓口があります。

富山市 消費生活センター (CICビル内)	076-443-2047
高岡市 消費生活センター	0766-20-1522
魚津市 市民課	0765-23-1003
氷見市 市民課	0766-74-8010
滑川市 生活環境課	076-475-2111(内334)
黒部市 消費生活センター	0765-54-3198
砺波市 消費生活センター	0763-33-1153
小矢部市 生活協働課	0766-67-1760(内735)

南砺市 消費生活センター (井波庁舎)	0763-23-2035
射水市 消費生活センター	0766-52-7974
舟橋村 総務課	076-464-1121(内49)
上市町 町民課	076-472-1111(内103)
立山町 住民課	076-462-9915
入善町 住民環境課	0765-72-1100(内134)
朝日町 住民・子ども課	0765-83-1100(内134)
朝日町 社会福祉協議会	0765-83-0576

消費者ホットライン

近くの相談窓口の連絡先が分からない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかけると、お近くの消費生活相談窓口(市町村の相談窓口や県消費生活センター)へつながります

い や や

188

■富山県消費生活センター

相談受付:平日8時30分～17時(火曜日のみ20時まで)

消費生活相談 **076-432-9233**
金融・多重債務相談 **076-433-3252**

■富山県消費生活センター高岡支所

相談受付:平日8時30分～17時

消費生活相談 **0766-25-2777**
金融・多重債務相談

■富山県消費者協会

相談受付:土曜日・日曜日9時～16時

076-432-5690

■富山県警察本部相談専用電話

24時間受付

076-442-0110 または #9110



生活力がアップした未来の自分の姿を想像して書いてみよう。

